**特定医療法人（財団）作成例**

医療法人　　　**○　○　会**　　　寄附行為

第１章　名称及び事務所

第１条　本財団は、医療法人**○○会**と称する。

第２条　本財団は、事務所を**大阪府○○市○○町○丁目○番○号**に置く。

○丁目や○丁については、算用数字ではなく漢数字、かつ丁（目）は省略せず表記すること。複数の事務所を開設する場合は「本財団は、主たる事務所を～、従たる事務所を～に置く。」と記載してください。

第２章　目的及び業務

病院のほかに診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設している場合は、それらを記載してください。

第４条、第４条の２及び第２８条第２項も同様とすること。

第３条　本財団は、**病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）**を経営し、科学的でかつ適正な医療**（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）**を普及することを目的とする。

第４条　本財団の開設する**病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）**の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

**(1) ○○○病院　大阪府○○市○○町○丁目○番○号**

病院のほかに診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設している場合は、（例）を参考に記載してください。

（例）

(2) ○○○診療所　　大阪府○○市○○区○○町○丁目○番○号

(3) 介護老人保健施設○○○　　大阪府○○市○○区○○町○番地

(4) ○○○介護医療院　　○○県○○市○○町○番地

２　本財団が**○○市**から指定管理者として指定を受けて管理する**病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）**の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

**(1) ○○病院　大阪府○○市○○町○番地○号**

第４条の２　本財団は、前条に掲げる**病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）**を経営するほか、次の業務を行う。

**(1) ○○法に基づく○○事業（○○訪問看護ステーション）　大阪府○○市**

医療法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務の事業名を記載してください。

（事業所名は省略することが可能です。）

また、住所は、原則、事業所の所在地を記載してください。

なお、附帯業務を行っていない場合は、第4条の２は削除してください。

第３章　資産及び会計

第５条　本財団の資産は次のとおりとする。

(1) 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの）

(2) 本財団に寄附された財産

(3) 本財団の事業に伴う収入

(4) その他の収入

２　本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第６条　本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

**(1) 現金　○○○○○円**

**(2) 土地**

**・大阪府○○市○○町○○丁目○○番　○○○㎡**

**・大阪府○○市○○町○○丁目○○番　○○○㎡**

**所在の○○病院敷地　計○○○㎡**

**(3) 建物**

**・大阪府○○市○○町○○丁目○○番**

**所在の木造瓦葺平屋建　○○病院　１棟　○○○㎡**

２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、大阪府知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。

第７条　本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。

第８条　本財団の資産は、理事会又は評議員会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第９条　資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第10条　本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第11条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

第12条　本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を毎会計年度終了後２月以内に作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。

２　本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を大阪府知事に届け出なければならない。

第13条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第４章　評議員

第14条　本財団に、評議員１２名以上**○○**名以内を置く。

第15条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

２　評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、２倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の３分の１以下としなければならない。

評議員の親族等とは、次に掲げる者とします。

　①　評議員のいずれか１人

②　①に掲げる者の六親等以内の血族及び三親等以内の姻族

　③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

　⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

３　評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。

第16条　評議員の任期は２年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

評議員の損害賠償責任についての条文を設けることもできます。この場合、第16条の次に、次の条文を加え、以下順次繰り下げてください。

第17条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

２　本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第17条　評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第５章　評議員会

第18条　理事長は、定時評議員会を、毎年２回、３月及び５月に開催する。

２　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

３　理事長は、総評議員の５分の１以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。

４　評議員会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第19条　評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第20条　次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| １　翌年度の事業計画及び収支予算の決定  ２　翌年度中の借入金額の最高限度額の決定 | 毎年３月 |
| ３　前年度決算の決定 | 毎年５月 |
| ４　寄附行為の変更  ５　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）  ６　事業計画及び収支予算の重大な変更  ７　本財団の解散  ８　理事及び監事の選任、辞任の承認  ９　寄附行為第４条の２に関する事項  10　他の医療法人との合併  11　重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項 | 随時 |

寄附行為第4条の２の業務（附帯事業）がなければ、「９　寄附行為第４条の２に関する事項」を削除し、以下順次繰り上げてください。

第21条　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

２　評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第22条　評議員は、評議員会において各１個の議決権及び選挙権を有する。

第23条　評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第24条　評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第25条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。ただし、議事録署名人は、評議員会において出席評議員のうちから選出するものとする。

第26条　評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第６章　役員

第27条　本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事　６名以上**○**名以内

うち理事長　　１名

常務理事　**○**名

(2) 監事　　　　　２名

２　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

３　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

第28条　理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。

２　本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する**病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）**の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、大阪府知事の認可を受けた場合はこの限りでない。

３　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

４　本財団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ３分の１以下としなければならない。

役員の親族等とは、次に掲げる者とします。

　①　理事又は監事のいずれか１人

②　①に掲げる者の六親等以内の血族及び三親等以内の姻族

　③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

　⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

第29条　理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

２　理事長は本財団の業務を執行し、３箇月に１回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

上記第２項に替えて、以下の条文にすることも可能です。

２　理事長は、本財団の業務を執行し、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

３　常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

４　監事は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務を監査すること。

(2) 本財団の財産の状況を監査すること。

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に評議員会及び理事会に提出すること。

(4) 第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事、評議員会又は理事会に報告すること。

(5) 第４号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

５　監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する**病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）**の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。

第30条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

条項の繰り上げ等により条文がずれている場合は該当する条項を記載して下さい。

３　役員は、**第27条**に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第31条　役員は、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
2. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第32条　役員の報酬等は、評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。

上記第32条に替えて、以下の条文にすることも可能です。

（例１）

第32条　役員の報酬等は、理事及び監事について、それぞれの総額が、○○円以下及び○○円以下で支給する。

（例２）

第32条　役員の報酬等は、理事長○円、理事○円、監事○円とする。

第33条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引

(3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

役員の損害賠償責任についての条文を設けることもできます。この場合、第33条の次に、次の条文を加え、以下順次繰り下げてください。

（役員の損害賠償責任）

第34条 本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

２　本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第７章　理事会

第34条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

第35条　理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選出及び解職

(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定

(5) 多額の借財の決定

(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定

(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第36条　理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

２　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

３　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

４　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

５　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

条項の繰り上げ等により条文がずれている場合は該当する条項を記載して下さい。

第37条　理事会の議長は、理事長とする。

第38条　理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、**第20条**の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第39条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

上記第39条第２項に替えて、以下の条文にすることも可能です。理事数が多い場合は、ご検討ください。

（例）

２　理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第40条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第８章　証明書等の提出

第41条　各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から３月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

２　租税特別措置法施行令第39条の25第１項第２号及び第３号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

条項の繰り上げ等により条文がずれている場合は該当する条項を記載して下さい。

第９章　寄附行為の変更

第42条　この寄附行為は、**第20条**及び**第38条第2項**の手続きを経た上、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

第１０章　解散及び合併

第43条　本財団は、第３条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、**第20条**及び**第38条第2項**の手続きを経た上、大阪府知事の認可を受けて解散することができる。

条項の繰り上げ等により条文がずれている場合は該当する条項を記載して下さい。

第44条　本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

２　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

1. 現務の結了
2. 債権の取立て及び債務の弁済
3. 残余財産の引渡し

第45条　本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。

第46条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、大阪府知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。

第１１章　雑則

第47条　本社団の公告は、電子公告（ホームページ）によって行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。

上記第47条に替えて、以下の条文にすることも可能です。

（例１）

第47条　本財団の公告は、官報に掲載する方法によって行う。

（例２）

第47条　本財団の公告は、○○新聞に掲載する方法によって行う。

第48条　この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

附　則

本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

　理事長　　○○○○

　常務理事　○○○○

　理　事　　○○○○

　理　事　　○○○○

　理　事　　○○○○

　理　事　　○○○○

　監　事　　○○○○

　監　事　　○○○○